

「弥生のおんしんM&A」 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約

1. 「弥生のおんしん M&A」を利用する者（以下「利用者」といいます）は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

2. 利用者は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約します。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて利用者または弥生株式会社の信用

を毀損し、または利用者または弥生株式会社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 利用者は下請けまたは再委託先業者（下請けまたは再委託契約は数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約します。

- ① 下請けまたは再委託先業者が前1および2に該当せず、将来においても前1、2および3に該当しないこと
- ② 下請けまたは再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、ただちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること

5. 利用者は、これら各行のいずれかに反したと認められることが判明した場合および、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで本サービスの利用が停止または解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切利用者の責任とすることを表明、確約します。

2022年5月1日 制定